

運輸安全報告書



2020年度



金城交通株式会社

マネジメントレビュー（経営トップ）



ガイドラインの取組み（安全統括管理者）



本レポートは

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況・・・・・・・・P 3
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計・・・・・・・・P 3
(総件数および類型別の事故件数)
4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統・・・・・・・・P 4
5. 輸送の安全に関する重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
6. 輸送の安全に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
7. 輸送の安全に関する予算等の実績額・・・・・・・・・・・・・・・・P 5
8. 事故、災害等に関する報告連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・P 5
9. 安全統括管理者、安全管理規程・・・・・・・・・・・・・・・・P 5
10. 輸送の安全に関する教育および研修の計画・・・・・・・・・・P 6
11. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容・・・P 7
12. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統・・・・・・・・P 8

1. 輸送の安全に関する基本方針

基本方針

全社一丸となって、安全・安心・安定輸送と快適なサービスを提供することにより地域社会の発展に貢献していきます。

1. 安全はすべてに優先し、安全確保に向けて積極的に取り組みます。
2. 法令規則を遵守し、高い倫理観を持って事業活動を行います
3. 決められた基本動作の徹底であらゆる危険を想定し危険回避のための積極的に行動します。

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

2020年度の輸送に関する目標は下記のとおりです
目標達成のため、計画的な目標件数を設定する。

- (1) 2020年度も人身事故ゼロ継続
- (2) 飲酒運転・速度超過の撲滅（高速道路90km厳守）
- (3) ヒューマンエラーによる事故削減
- (4) 後退時による接触事故の撲滅
- (5) 始業点検・終業点検の徹底

	2020年度目標	2020年度達成状況
1	今年も人身事故ゼロ継続	○ 今年も人身事故0件（目標達成） 重大人身事故は0件
2	飲酒運転速度超過の撲滅 （高速道路90km以下厳守）	○ 飲酒運転0件（目標達成） × 速度超過全車両の5%（達成率5%）
3	ヒューマンエラーによる事故削減	× 件数に対し10%がヒューマンエラー （達成率10%）
4	後退時による接触事故の撲滅	× 後退事故4件発生（目標未達成）
5	始業点検・終業点検の徹底	○ 管理者による点呼監査を実施し 目標を達成する。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故

2019年4月1日から2020年3月31日までの期間における事故件数は

- ◆ 自動車事故報告規則に規定する事故 0件
- ◆ その他 事故統計表

事故概要	件数	備考
◆ 後退時接触事故	4件	
◆ 直進時接触事故	0件	
◆ 交差点接触事故（右左折時）	0件	
◆ 路上故障事故（タイヤ等）	0件	
◆ 車内事故（乗客傷害）	0件	
◆ 他車からの接触事故（第二当事者）	1件	
合計	5件	

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

◆ 別紙「輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統」参照

5. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 安全意識の向上
従業員の参画意識の向上と職場風土の改善（風通しの良い職場）
- (2) 完全輸送運動の活性化
ヒヤリハット・事故の目情報・教育
- (3) 管理者による的確な指導・教育
個人の特性に着目した指導・教育

6. 輸送の安全に関する目標達成のための計画

- (4) 年間事故目標 「バス・タクシー」追突事故の防止
- (5) 月間事故 達成状況（下記参照）

月	月間目標	行動目標	結果
4月	自転車事故の撲滅	自転車の飛出しに注意	○
5月	交差点の事故撲滅	右左折時、一旦停止で安全確認、徐行で通過	○
6月	歩行者事故の撲滅	車列からの飛出しに注意	○
7月	後退事故の撲滅	ふんわりスタート・ゆっくり加速・静かに停車	×
8月	歩行者事故の撲滅	横断歩道は『歩道よし!!』と安全確認	○
9月	発車時の事故撲滅	全ての発車時、指差確認呼称の完全実施	○
10月	交差点の事故撲滅	全ての交差点で、交差点での操作を完全実施	○
11月	車庫出入時の事故撲滅	車庫出入時、一旦停止で安全確認、徐行で通過	○
12月	健康起因による事故撲滅	始業点呼時に本日の体調報告	○
1月	自転車事故の撲滅	自転車の飛出しに注意	○
2月	歩行者事故の撲滅	右左折時、一旦停止で安全確認、徐行で通過	○
3月	発車時の事故撲滅	全ての発車時、指差確認呼称の完全実施	○



◆ 重点施策の進捗状況（目標達成に向けて再発防止策を樹立させる）経営トップ



- ◆ プロドライバーから学ぶ交通安全について（干坂小学校：江端安全統括管理者）
- ◆ 弊社では、事故防止の検討・情報の共有化施策として別紙のとおり各種会議を開催し運輸安全マネジメントの浸透を図ってまいります。
別紙 「輸送の安全に関する 2020 年度計画」

7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

主な項目		金額
(ソフト面)	無事故手当	4,500,000
	事故防止教育・CS教育（乗務員・管理者）	200,000
	NASVA（一般診断・適齢診断・その他）	100,000
	運転記録証明書	12,000
	運転士技能訓練（高速走行・坂道走行）	120,000
	永年勤続表彰	150,000
	セミナー・シンポジウム参加	75,000
	事故惹起者研修	45,000
	(ハード面)	車両購入費・維持費
通信設備の更新（業務無線・MC無線）		280,000
デジタコ関係（更新・修理）		80,000
感染症対策（消毒機・体温計・マスク・その他）		550,000
合 計		58,462,000

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

- ◆ 別紙「事故災害時の連絡体制」参照

9. 安全統括管理者・安全管理規定

- ◆ 安全統括管理者：江端常務取締役

10. 輸送の安全に関する教育および研修の計画

◆ 下記のとおり計画しています。

- (1) 適性診断研修（一般診断） 1日（3年に1回の適性診断を受診）
- (2) 適性診断研修（適齢診断） 1日（65歳以上の運転士受診）
- (3) 新人運転士研修 9日（運転実技20時間以上ドラレコ保存）
- (4) 事故惹起者研修（特別診断-1・その他）
- (5) 経営トップ・安全統括管理者による個人・集団面接の実施
- (6) 年間教育計画に定める教育
 - ・ 緊急時対応訓練の実施（非常口・発煙筒・消火器）
 - ・ 雪道走行訓練（チェーン脱着訓練）
- (7) 経営トップ・安全統括管理者による個人面接・集団面接の実施
 - ◆ ボトムアップ（乗務員からの意見を聴いて）風通しの良い職場づくりを構築
 - ◆ フィートバックから乗務員との信頼関係を構築安全意識を高揚させる



- (8) 緊急時の対応訓練と扉操作 チェーン脱着と雪道走行について
 - ◆ チェーン（シングル・ダブル）の構造と雪道走行の運転技術
 - ◆ 非常口の構造と扉操作の技術習得訓練





◆ 運輸安全マネジメント講習会 金城グループ

- 2021年3月22日 9:30~13:00
- 石川県地場産業センター 本館第6研修室（3階）にて実施
- 開会式：経営トップ・安全統括管理者（マネジメントレビュー）
- 私達は「人」でしか成し得ない「親切」「丁寧」「優しさ」を感じてもらいましょう、プロフェッショナルとして誇りが持てるように技術や知識の向上に努めてまいりましょう。



1.1. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

「安全管理規程に係るガイドライン」に対する適合性及び有効性を判定する目的で、内部監査を実施しました。（監査人：経営トップ）

1. 監査目的

- (1) 安全管理体制が、法規制・社内規則等に適合しているかどうかの確認
- (2) 安全管理体制が、適切に確立され、実施され、維持され機能しているか
- (3) 事業者の安全管理体制の有効性を判定する

2. 監査内容

- (1) 安全方針（事故防止策）重点施策の周知度
- (2) 事故防止策に関する実施状況
- (3) 営業所内（車庫内）の組織体制の現状
- (4) 事故防止の共有について
- (5) 運行管理体制について
- (6) 事故防止に係る日常の教育、訓練の実施
- (7) 事故惹起者に対する指導、教育、訓練について
- (8) 職場内のコミュニケーションについて
- (9) 目安箱（乗務員の意見確認）風通しの良い職場の構築
- (10) 労務管理の安全性（36協定・改善基準違反等）
- (11) 感染症対策について
- (12) 関係法令の遵守（道路交通法・道路運送法）

（監査結果の概要：岩本社長）

1. 社長自らお客様目線にたち、社員・乗務員と気軽に接し現場の雰囲気をよくするために主体的かつ積極的に関与している。（ボトムアップ）
2. 車両に導入されたドライブレコーダーの解析結果を踏まえ、社長自ら乗務員目線にたち課題の解決等改善に取り組んでいる。
3. 感染症対策の安全性かつ有効性に取り組んでいる。

（改善項目）

- 一. ドライブレコーダーを活用した事故防止指導が不適切 → 江端常務
- 二. 保守管理の見直し（感染症対策の強化） → 徳田主任

- ◆ 別紙 「輸送・安全マネジメント」
- ◆ 別紙 「組織体制及び指揮命令系統図」



〔 全社一丸となって、安全・安心・安定輸送と快適なサービスを、提供することにより地域社会の発展に貢献していきます。 〕



運輸安全マネジメントガイドライン



1. 経営トップの責務
2. 安全方針
3. 安全重点施策
4. 安全統括管理者の責務
5. 要員の責任・権限
6. 情報伝達及びコミュニケーションの確保
7. 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用
8. 重大な事故等への対応
9. 関係法令等の遵守の確保
10. 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等
11. 内部監査
12. マネジメントレビューと継続的な改善
13. 文書の作成及び管理
14. 記録の作成及び維持

安全管理規定

2013年（平成25年10月1日制定）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

（安全に関する基本的な方針）

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Action）を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。

3 輸送の安全の確保は会社における最重要事項であるという認識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。

（安全を確保するための重点施策）

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ② 輸送の安全確保に関する具体的な目標を定め、それを達成するための具体的な計画を策定し、的確に実行すること。
- ③ 計画が的確に実施されているか、適時適切に内部監査を行い、是正措置を講じること。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育および訓練の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

（輸送の安全に関する目標）

第5条 前条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。

- ① 会社全体の年間目標
- ② 会社全体の月間目標

（輸送の安全に関する計画）

第6条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な計画を策定する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者がその職務を適正に行うための予算の確保、体制の構築等に必要な措置を講じる。
- 3 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保するために業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- ① 安全統括管理者
 - ② 運行管理者
 - ③ 整備管理者
 - ④ その他必要な責任者
- 2 営業部長「乗合バス事業の営業および管理担当」、安全対策部長「運行における管理、教育および車両整備担当」、総務部長「広報、財務、採用および労務管理を担当」（以下「担当部部长」という）は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
 - 3 営業所長は、担当部部长の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
 - 4 安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合における指揮命令系統については、他の取締役が代行する。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括運行管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
 - ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ② 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - ③ 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 第3条の輸送の安全に関する方針、第4条の輸送の安全に関する重点施策、第5条の輸送の安全に

関する目標および第6条の輸送の安全に関する計画を実施すること。

- ④ 輸送の安全に関する報告体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役等に報告すること。
- ⑥ 社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨ 輸送の安全を確保するために、必要な教育または研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 第3条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、第5条の輸送の安全に関する目標を達成すべく、第6条の輸送の安全に関する計画に従い、第4条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長はじめ取締役と営業所や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なう事態が発見された場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、社則（総括編）総務17条非常事故災害措置規程とする。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第14条 第5条の安全目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に

必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役へ報告するとともに、輸送の安全の確保のため必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全の確保のための業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告もしくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のための改善に関する必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎年度、外部に対し公表する。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
- ③ 自動車報告規則第2条に規定する事故に関する統計
(総件数および類型別の事故件数)
- ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
- ⑤ 輸送の安全に関する重点施策
- ⑥ 輸送の安全に関する計画
- ⑦ 輸送の安全に関する予算等の実績額
- ⑧ 事故、災害等に関する報告連絡体制
- ⑨ 安全統括管理者、安全管理規程
- ⑩ 輸送の安全に関する教育および研修の計画
- ⑪ 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全の確保に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じて定期的に見直しを行う。

- 2 輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役へ報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める。